

諮問庁：出入国在留管理庁長官

諮問日：令和5年11月8日（令和5年（行個）諮問第257号）

答申日：令和6年6月7日（令和6年度（行個）答申第33号）

事件名：本人に係る外国人出入国記録マスタファイルの不訂正決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1の1に掲げる文書（以下「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、不訂正とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）90条1項の規定に基づく訂正請求に対し、令和5年10月4日付け入管庁総第1628号により出入国在留管理庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不訂正決定（以下「原処分」という。）につき、日本国定住者に更新してもらいたい。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は、審査請求書及び意見書によると、おおむね別紙2のとおりである。なお、添付資料は省略する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件経緯

- (1) 審査請求人は、令和5年9月6日、出入国在留管理庁長官（処分庁）に対し、法77条1項（原文ママ）の規定に基づき、本件対象保有個人情報を請求対象とする保有個人情報開示請求をした。
- (2) 処分庁は、令和5年9月13日付けで当該開示請求に対し、法82条1項の規定に基づき、全部開示決定（入管庁総第2-06590号）をした。
- (3) 審査請求人は、令和5年9月28日、処分庁に対し、法91条1項（原文ママ）の規定に基づき、上記（2）の開示決定に対する保有個人情報訂正請求をした。
- (4) 処分庁は、令和5年10月4日付けで当該訂正請求に対し、法93条2項の規定に基づき、保有する情報に誤りはなく、審査請求人が求める内容について、訂正すべき情報があるとは認められないとして、保有個人情報の不訂正決定（原処分）をした。
- (5) 本件は、この原処分について、令和5年10月16日、行政不服審査

法（平成26年法律第68号）2条の規定に基づき、出入国在留管理庁長官に対して審査請求がなされたものである。

2 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、原処分で訂正をしない決定がなされた審査請求人に係る出入国記録について、記録されている出入国記録のうち、出入国した事実のない記録があるため、再度保有個人情報の調査及び訂正を求めている。

3 諮問庁の考え方

- (1) 外国人出入国記録マスタファイルとは、出入国在留管理行政の施策策定並びに外国人の出入国及び在留の管理のために、「国籍・地域」、「氏名」、「性別」、「生年月日」、「上陸年月日」、「出国年月日」、「在留資格」、「在留期間」、「在留期限」、「旅券番号」等を記録した個人情報ファイルである。
- (2) 審査請求人が開示請求した外国人出入国記録マスタファイルは、特定年月日Cから特定年月日Bまでの間に記録されている「出入国記録」及び「在留期間更新・在留資格変更等記録」であり、処分庁は、審査請求人に係る記録を調査した結果、上記期間内において4件の入国記録、4件の出国記録及び1件の再入国出国記録を特定し、全部開示決定を行った。
- (3) 審査請求人は、上記(2)で開示決定された記録のうち、3件の入国記録及び3件の出国記録については、出入国した事実がないため、記録の訂正を求める保有個人情報訂正請求を行ったことから、処分庁において、当該出入国記録を調査したところ、当該記録はすべて審査請求人によってなされた出入国の記録であることが確認され、また、審査請求人から記録が誤りであるとする証明書類等の提出もなされなかったことから、訂正すべき情報であるとは認められず、処分庁は原処分を行った。
- (4) 本件審査請求を受け、再度諮問庁において記録を調査したところ、上記(3)同様、審査請求人による出入国がなされた記録について誤りはなく、加えて、新たな証明書等の提出もなされていないことから、原処分に誤りがあるとは認められなかった。

4 結論

以上のことから、出入国在留管理庁が保有する情報に誤りはなく、原処分に誤りは認められないことから、原処分を維持し、審査請求を棄却することが相当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年11月8日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月27日 審査請求人から意見書1を收受

- ④ 令和6年1月10日 審査請求人から資料1を收受
- ⑤ 同年2月28日 審査請求人から意見書2及び資料2を收受
- ⑥ 同年3月14日 審査請求人から資料3を收受
- ⑦ 同年5月20日 審査請求人から資料4を收受
- ⑧ 同年5月31日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件訂正請求について

本件訂正請求は、別紙1の2のとおり、本件対象保有個人情報について、その一部の訂正を求めるものであるところ、処分庁は、法92条に規定されている保有個人情報を訂正しなければならない場合に該当しないとして不訂正とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は原処分の取消しを求めているものと解されるが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の訂正の要否について検討する。

なお、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、理由説明書の一部（上記第3の3（2））における「特定年月日C」及び「4件の入国記録」との記載は誤りで、正しくはそれぞれ「特定年月日A」及び「5件の入国記録」であるとのことであり、以下、それを前提に検討する。

2 訂正請求対象保有個人情報について

（1）訂正請求の対象情報について

訂正請求については、法90条1項において、同項1号及び2号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定され、その対象は「事実」であって、「評価、判断」には及ばないと解される。

また、訂正請求者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）について、②どのような根拠に基づき当該部分が事実でないと判断し、③その結果、どのように訂正すべきと考えているのか等について、訂正請求を受けた行政機関の長が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足りる内容を自ら具体的に主張する必要がある。そして、請求を受けた行政機関の長が、当該訂正請求に理由があると認めるときは、法92条に基づき、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならないが、一方、訂正請求者から具体的な主張や根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても訂正請求者が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと判断することになる。

（2）訂正請求対象情報該当性について

本件対象保有個人情報は、上記第3の1（1）及び（2）のとおり、

審査請求人が法に基づく保有個人情報開示請求により処分庁から開示を受けた自己を本人とする保有個人情報であることから、法90条1項1号に該当する。

当審査会において、諮問書に添付された本件文書を確認したところ、出入国記録部分には、入国の「証印年月日」、「在留資格期間」、「在留期限」や出国の「証印年月日」等が記載されていると認められるから、本件対象保有個人情報のうち、審査請求人が訂正を求める部分は、法90条の訂正請求の対象となる「事実」に該当すると認められる。

3 訂正の要否について

(1) 諮問庁は、本件文書の作成の趣旨等について、上記第3の3(1)のとおり説明する。この点について、当審査会事務局職員して、更に確認させたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 外国人出入国記録マスタファイルに記録された個人情報は、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）に規定される各種手続（本人の旅券等の提示、申請書等の提出、入国審査官及び地方出入国在留管理局長等の証印・許可書等、本人からの届出、所属機関からの届出、市区町村からの通知並びに船舶等の長からの報告等）により収集され、外国人の出入国・在留・外国人登録記録及び退去強制手続に係る審査等に必要な情報を総合的に処理するシステムである外国人出入国情報システム等に記録される。

イ 外国人出入国情報システム等に記録された特定年月日Aから特定年月日Bまでの審査請求人名義の出入国に関する情報を確認すると、氏名、性別、生年月日、国籍、旅券番号が全て同一のものとなっており、入国カードの記載内容についても不自然な点はみられないほか、審査請求人が提出した特定国の出入国記録に記載されている日付との齟齬も認められなかったことから、本件対象保有個人情報のうち、審査請求人が訂正を求める部分は、全て審査請求人本人に関するものであり、出入国記録の誤りは認められなかった。

(2) 検討

ア 当審査会において、入管法を確認したところによれば、上記(1)アにおいて諮問庁が説明する各種手続が存することが認められる。また、諮問書添付の審査請求人に係る特定国の出入国記録と本件対象保有個人情報の内容を対比しても、日付に格別の齟齬は認められず、他に、本件対象保有個人情報のうち、審査請求人が訂正を求める部分に誤りが存することをうかがわせる事情はない。

そうすると、上記第3の3(3)及び(4)並びに上記(1)イの諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

イ したがって、本件対象保有個人情報のうち、審査請求人が訂正を求める部分については、法92条に規定する「当該訂正請求に理由があると認めるとき」に該当せず、訂正義務があるとは認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、法92条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当しないとして不訂正とした決定については、本件対象保有個人情報は、同条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三, 委員 木村琢磨, 委員 中村真由美

別紙 1

1 本件文書

開示請求者に係る外国人出入国記録マスタファイル（特定年月日 A から特定年月日 B まで）

2 本件対象保有個人情報に関する訂正請求の趣旨（いずれも原文ママ）

(1) 保有個人情報訂正請求書に記載された，訂正請求の趣旨及び理由
人権剥奪事件申請理由書とうり日本定住者更新してもらいたいです。

(2) 添付の「人権剥奪事件申請理由書」と題する書面に記載された内容

私は日本で生まれて定住者資格で特定年月日 A 特定国を出国して日本国に入国しましたが，特定年月日 D 造作した判決文により拘束され特定年月日 E に出所しました。在日同胞が本国にて 1 年間以上受刑された人は日本国を永遠に訪問が出来ないようになっているのは特定協定でした。

特定年月日 F 造作した判決文による 1 年 6 ヶ月刑務所による生活をした証拠をもって日本国に来ましたが大臣結蔵の物で特定協定により追放されました。

18 年ぶり 90 日 V I S A で特定年月日 G 日本国に入国して定住者更新申請をしましたが入国管理局は更新する期間が長くなっているとの理由により更新申請は受けることは出来ませんでした。定住者申請だったら受けて審査するとしています。絶対に受ける事は出来ません。

ちなみに，審査請求人出入国保存個人情報を見たら特定年月日 A 再出国 特定年月日 F 入国 特定年月日 H 出国記録されて外国人 特定年月日 I 入国 特定年月日 J 出国 特定年月日 K 入国 特定年月日 L 出国 特定年月日 M 入国 特定年月日 N 出国 記録されていますが内外国人 3 回は出入国事実がなく 特定年月日 A 入国なのに再出国に記録されています。特定国の審査請求人出入国に関する事実証明記録を C O P Y したもので特定国政府は結託して基本的人権生存権を 18 年間剥奪して定住権事実をなくそうとする疑いをもってしています。詳細に調査申し上げます。ご感謝します。

別紙 2

1 審査請求書（いずれも原文ママ）

(1) 審査請求書に記載された、審査請求を行う趣旨、理由

人権剥奪事件申請理由書（別紙 1 の 2（2）を指す。）とうり日本国定住者に更新してもらいたいです。

本件処分庁は訂正請求について訂正しない旨の決定をしましたが（法 9 3 条 2 項規定により）審査請求人の特定国の審査請求人出入国に関する事実証明記録を COPY したもので特定国政府は結託して基本的人権を 18 年間剥奪して審査請求人の定住権事実をなくそうとする疑いをもっています。詳細に審査申し上げます。ご感謝します。

(2) 審査請求に係る補正書に記載された、審査請求の趣旨

国民の安全と財産を保護する国家特定国が基本的生存権を 18 年間に剥奪して財産を強奪されました。本件（特定番号）特定企業特定個人 A 大法院長時節発生した事件です。裁判なし造作した判決文を根拠で 3 年 6 ヶ月間懲役生活をしました。今日まで反省と謝過なしで審査請求人同僚達を殺しています。本件有感ですが、尊敬と愛する国際秩序中心国家日本国が開立した事件で事実関係が明らかになるまでに定住者資格回復又は緊急避難民又は資格形能をお願い申し上げます。又特定国政府を相対して反省と謝過が明らかになるまで下さる様をお願い申し上げます。ご感謝します。

2 意見書（いずれも原文ママ）

(1) 意見書 1（「提出する意見書又は資料の取扱いについて」に記載された意見）

本件出入国在留管理庁に提出した書類等で十分な証明をしたと思いません。不足だったら特定国出入国管理庁に事件当時どこの国家に出入したのかを事実を証明します。キキヤクすることは絶対に認定することは出来ません。

(2) 意見書 2（「陳情書」と題する書面）

審査請求人は日本生まれ定住権者でした 18 年前特定国政府に拉致されて 18 年間基本的人権を篡奪しました 5 回総 3 年 6 ヶ月間刑務所生活をするあいた特定場所を略奪して持っていきました。

特定年月日 G 日本国に逃げて来て特定年月日 O 乱民申請を接受しましたが、乱民結定は 1 年ほとかかるそうですが生活を保障がないです 可能だったら定住権回復を早速をお願い申し上げます。

参考にして拉致者特定個人 B を特定年月日 P 特定警察署に告訴しましたが貼付した立証資類等を提出します。ご感謝します。